

令和元年 1 2 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 85 号 令和元年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 86 号 令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 87 号 令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 88 号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 89 号 令和元年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 90 号 令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 92 号 射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 議案第 93 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 94 号 射水市立認定こども園条例の制定について
- 議案第 95 号 射水市小杉社会福祉会館条例の全部改正について
- 議案第 96 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 97 号 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 98 号 射水市生涯学習センター条例の廃止について
- 議案第 99 号 射水市立歌の森小学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負
契約の一部変更について
- 議案第 100 号 指定管理者の指定について
- 議案第 101 号 指定管理者の指定について
- 議案第 102 号 指定管理者の指定について
- 議案第 103 号 指定管理者の指定について
- 議案第 104 号 指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 指定管理者の指定について
- 議案第 106 号 指定管理者の指定について
- 議案第 107 号 指定管理者の指定について
- 議案第 108 号 指定管理者の指定について
- 議案第 109 号 指定管理者の指定について
- 議案第 110 号 指定管理者の指定について

- 議案第 1 1 1 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 2 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 5 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 6 号 指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 7 号 指定管理者の指定について

議案第 9 2 号

射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（第 7 条第 3 項において「各種手当」という。）とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 3 条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項の規定により算定

した基本報酬(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。)の額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額であって、規則で定めるところにより支給するものの合計額とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(日額の基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、同表に掲げる月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とし、時間額の基本報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては、同表に掲げる月額を162.75で除して得た額とする。)を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第4条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、射水市職員の給与に関する条例(平成17年射水市条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の常勤の職員」という。)の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の規則で定める者には、期末手当は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償及び旅費)

第5条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するときは、その費用を費用弁償として支給するものとし、当該費用弁償の額は、一般職の常勤の職員に支給する通勤手当との権衡を考慮して定める。

2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、当該旅行に係る旅費を費用弁償として支給するものとし、当該費用弁償の額は、射水市職員等の旅費に関する条例（平成17年射水市条例第46号）に定める一般職に属する射水市職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の特例）

第6条 第3条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職として任命権者が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員に対して支給する報酬、期末手当及び費用弁償については、一般職の常勤の職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料等）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる月額を超えない範囲内において、任命権者が定める。

2 前項の規定により給料を定める場合には、当該フルタイム会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、一般職の常勤の職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して定めなければならない。

3 フルタイム会計年度任用職員の各種手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、6月未満の任期を定めて採用された者その他の規則で

定める者には、期末手当は支給しない。

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

第8条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給するものとし、当該旅費の額は、射水市職員等の旅費に関する条例に定める一般職に属する射水市職員の例による。

(支給)

第9条 第3条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費の支給については、一般職の常勤の職員の例による。ただし、パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で基本報酬の額を定める者に限る。)の基本報酬の額は、月の1日から末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算し、当該基本報酬は、翌月に支給するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、臨時職員(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下この項において「改正法」という。))による改正前の法第22条第5項の規定により任用されている者をいう。)又は非常勤職員(改正法に

よる改正前の法第3条第3項第3号に規定する職に該当する者をいう。)であった者で、同日の翌日以後において、この条例の定めるところにより、引き続き採用され、新たに受けることとなる基本報酬又は給料の額が、施行日の前日まで受けていた月額、日額又は時間額に達しないこととなるものうち、市長が特に必要と認める場合は、当分の間、基本報酬又は給料のほか、その差額に相当する額を支給することができる。

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 射水市職員の給与に関する条例(平成17年射水市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(射水市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 射水市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年射水市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年射水市条例第 号)第3条又は第6条に規定する報酬のうち基本報酬の額に限る。))」を加える。

別表（第3条、第7条関係）

職種	月額
行政職(他の職種の区分の適用を受けない者を含む。)	給与条例別表1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
病院に勤務する医師	給与条例別表3のア医療職給料表(1)に定める2級における最高の号給の給料月額
病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科衛生士	給与条例別表3のイ医療職給料表(2)に定める1級における最高の号給の給料月額
病院に勤務する看護師	給与条例別表3のウ医療職給料表(3)に定める2級における最高の号給の給料月額

議案第 93 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

(公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例(平成 17 年射水
市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号及び第 10 条第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22
条」に改める。

(射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年射水
市条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げ
る職員」を加える。

(射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年射水市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 射水市職員の育児休業等に関する条例(平成17年射水市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育す

る子が1歳に達する日（以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地

方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について育児休業をすることが
継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める
場合に該当する場合

第 3 条第 6 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の 2 号を加える。

第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。

その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第 7 条第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条

において「会計年度任用職員」という。)を除く。)を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第21条及び第22条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務

時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員以外の職員のうち、規則で定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(規則で定める非常勤職員にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(射水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 射水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年射水市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(射水市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例)

第6条 射水市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年射水市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年射水

市条例第 191 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該職員には、射水市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年射水市条例第 33 号)第 7 条の規定の例により期末手当又は勤勉手当を支給する。

第 21 条中「職員以外のものについて」を「地公法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与は、給料及び手当とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給」を「して市長が定めるものと」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 5 条の規定による改正後の射水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 94 号

射水市立認定こども園条例の制定について

射水市立認定こども園条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立認定こども園条例

(設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対し、一貫した教育及び保育を提供するとともに、地域の子育て家庭を支援するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。次条において「法」という。）に基づく施設として、射水市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

(名称、位置及び認定こども園を構成する施設)

第 3 条 認定こども園の名称、位置及び認定こども園を構成する施設は、次のとおりとする。

名称	位置	認定こども園を構成する施設
大門わかば 幼稚園	射水市二口 4 2 7 番地 1	射水市立幼稚園条例（平成 1 7 年射水市条例 第 8 6 号）別表に規定する大門わかば幼稚園 及び保育施設（児童福祉法（昭和 2 2 年法律 第 1 6 4 号）第 5 9 条第 1 項に規定する施設 のうち同法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を 目的とする施設をいう。）

（事業）

第 4 条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。

幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 5 条の規定により幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育

前号の教育を受ける子どものうち子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）第 1 条の 5 の事由（以下「保育事由」という。）に該当する状況にある子どもに対する当該教育のための時間以外の時間に行う保育

保育事由に該当する状況にある子ども（前号の規定に該当する子どもを除く。）に対する保育

子育て支援事業のうち地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める事業

前各号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事業

(利用者負担額等の納付)

第5条 教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。第3項第2号において同じ。)を受け認定こども園を利用する教育・保育給付認定子ども(支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)の保護者又は扶養義務者(第3項において「保護者等」という。)は、利用者負担額を市に納付しなければならない。

2 前項の利用者負担額は、支援法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する政令で定める額又は支援法第27条第3項第1号並びに第28条第2項第1号及び第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額のいずれか少ない額を上限として、市長が別に定める。

3 教育・保育給付認定子どもの保護者等は、認定こども園において次に掲げる利用を行う場合には、当該利用に関し市長が別に定める額を納付しなければならない。

教育・保育給付認定子どものうち支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもが射水市立幼稚園管理規則(平成17年射水市教育委員会規則第13号)第5条に規定する保育時間を超えて、又は同規則第7条第3号から第5号までに規定する休業日において認定こども園を利用する場合

教育・保育給付認定子どものうち支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもが教育・保育給付認定に係る保育必要量

(支援法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。) の範囲を超えて
認定こども園を利用する場合

児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項に規定する一時預かり事業により認
定こども園を利用する場合

(職員)

第 6 条 認定こども園に園長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公
布の日から施行する。

(準備行為)

2 認定こども園の入園に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の
施行前においても行うことができる。

議案第 95 号

射水市小杉社会福祉会館条例の全部改正について

射水市小杉社会福祉会館条例の全部を改正する。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

いみず市民交流プラザ条例

射水市小杉社会福祉会館条例（平成 17 年射水市条例第 124 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地域福祉、生涯学習等の分野において市民が交流できる場を創出し、もって市民生活の向上及び地域の活性化を図るため、いみず市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いみず市民交流プラザ	射水市戸破 4 2 0 0 番地 1 1

（職員）

第 3 条 プラザに所長、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第 4 条 プラザの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただ

し、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第 5 条 プラザの休館日は、1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、休館日以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第 6 条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用を許可してはならない。

公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。

プラザの管理上支障があると認めたとき。

前 3 号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定によりプラザの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認められたものについては、使用後に納めることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、プラザの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、プラザの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

らない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、プラザの使用を終了したとき(第8条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)は、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にプラザの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

プラザの維持管理に関する業務

プラザの使用の許可等に関する業務

プラザの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

前3号に掲げるもののほか、プラザの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を受けて」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあり、及び「市」とあるのは「指定管理者」と、「第6条第1項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項」と、「第6条第2項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第2項」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にプラザの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第9条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第9条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、時間超過に係る利用料金又は市長が特にやむを得ないと認めたときは、その使用後に納めることができる。

4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年2月12日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 プラザの使用に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

区分	使用料(1時間当たり)
ふれあいホール1	1,150円
ふれあいホール2	1,140円
研修室	480円

和室 1	3 0 0 円
和室 2	4 8 0 円
キッチンスタジオ	8 3 0 円
ミーティングルーム	1 8 0 円
会議室 1 A	3 6 0 円
会議室 1 B	3 8 0 円
会議室 2 A	2 9 0 円
会議室 2 B	2 2 0 円
別館 ホール	3 1 0 円
別館 和室 1	2 0 0 円
別館 和室 2	1 7 0 円

備考

- 1 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する
場合の使用料の額は、使用料に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。

議案第 96 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例(平成 17 年射水市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「附則第 14 条第 2 号」を「附則第 14 項第 2 号」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 112.5)」の次に「、12 月に支給する場
合においては 100 分の 97.5 (特定管理職員にあっては、100 分の 117.5)」を加え、同条第 5 項中「第 27 条」を「前条」に改める。

別表 1 から別表 3 までを次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	

39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表2 公安職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	

39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	

85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				
100	307,700	332,000	358,400	387,200				
101	308,900	333,400	359,500	387,600				
102	309,900	334,300	360,600	388,100				
103	311,000	335,400	361,700	388,700				
104	312,000	336,600	362,900	389,200				
105	312,800	337,700	364,100	389,500				
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				
117	320,300	349,800	370,200	394,600				
118	321,100	350,300	370,700	395,100				
119	321,800	350,900	371,300	395,600				
120	322,600	351,500	371,800	396,100				
121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					

131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	
39	367,000	432,400	486,600	545,100		

40	369,000	434,400	488,400	546,700	
41	371,300	436,200	490,100	548,200	
42	372,500	438,000	491,900	549,600	
43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		

86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	

42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			

88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	

42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200

88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			

134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			
141	302,100	333,200			
142	302,500	333,600			
143	302,900	333,900			
144	303,200	334,300			
145	303,400	334,600			
146	303,600	335,000			
147	303,900	335,400			
148	304,300	335,800			
149	304,500	336,100			
150	304,700	336,500			
151	305,000	336,900			
152	305,300	337,300			
153	305,700	337,600			
154	305,900				
155	306,100				
156	306,400				
157	306,700				
158	307,000				
159	307,300				
160	307,600				
161	308,000				
162	308,300				
163	308,600				
164	308,900				
165	309,300				
166	309,600				
167	309,900				
168	310,200				
169	310,600				
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

第2条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）」を「100分の115」に改める。

（射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年射水市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「1

00分の170」に改める。

(射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例(平成17年射水市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第6条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「。以下「勤務時間条例」という。」を削る。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	375,000
2	422,000

3	4 7 2 , 0 0 0
4	5 3 3 , 0 0 0
5	6 0 8 , 0 0 0
6	7 1 0 , 0 0 0

第9条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年射水市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し及び同条第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条並びに附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(射水市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))

別表 1 から別表 3 までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第 7 条の規定(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項の表の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

- 3 第 1 条の規定(給与条例第 28 条第 2 項第 1 号の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第 3 条の規定による改正後の射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第 5 条の規定による改正後の射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の規定及び第 7 条の規定(任期付職員条例第 9 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 この条例(第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の給与条例、射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例又は任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第 3 条 第 2 条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の給与条例第 12 条の規定により

支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第12条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

第2条の規定による改正後の給与条例第12条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第12条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 97 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

射水市生涯学習センター条例の廃止について

射水市生涯学習センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市生涯学習センター条例を廃止する条例

射水市生涯学習センター条例(平成 28 年射水市条例第 3 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

射水市立歌の森小学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負 契約について

令和元年 11 月 19 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校大規模改造第 期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立歌の森小学校大規模改造第 期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 359,700,000 円
(うち消費税等 32,700,000 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・佳栄建設射水市立歌の森小学校大規模改造第
期（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市土合 1490 番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市七美中野 205 番地
株式会社佳栄建設
代表取締役 小関 佳誉子

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 100 号

指定管理者の指定について

射水市新湊中央文化会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊中央文化会館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 101 号

指定管理者の指定について

射水市小杉文化ホールの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉文化ホール

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市文化振興財団

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 102 号

指定管理者の指定について

射水市大島絵本館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島絵本館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市絵本文化振興財団

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 103 号

指定管理者の指定について

射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉展示館及び射水市竹内源造記念館

2 指定管理者となる団体の名称

小杉まちづくり協議会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 104 号

指定管理者の指定について

射水市いきいき長寿館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市いきいき長寿館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 技研サービス

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 105 号

指定管理者の指定について

射水市ふれあい農園の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市ふれあい農園

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 106 号

指定管理者の指定について

射水市営住宅等の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅及び共同施設

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 ホクタテ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

議案第 107号

指定管理者の指定について

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊総合体育館及び射水市新湊テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 新湊カモンスポーツクラブ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 108 号

指定管理者の指定について

射水市小杉総合体育センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉総合体育センター

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第109号

指定管理者の指定について

射水市小杉体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提出

射水市長 夏野元志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市小杉体育館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 1 1 0 号

指定管理者の指定について

射水市大門総合体育館の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門総合体育館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大島体育館及び射水市大島弓道場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 おおしまスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコートの指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村体育館、射水市下村グラウンド及び射水市下村テニスコート

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

射水市サン・ビレッジ新湊の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市サン・ビレッジ新湊

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定について

射水市パークゴルフ南郷の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年 1 2 月 4 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市パークゴルフ南郷

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 だいもんスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

指定管理者の指定について

射水市下村パークゴルフ場の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 1 1 6 号

指定管理者の指定について

射水市下村馬事公園の指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市下村馬事公園

- 2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 しもむらスポーツクラブまいけ

- 3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

海竜スポーツランドの指定管理者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年12月4日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

海竜スポーツランド

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人 射水市体育協会

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで